

岐阜県公報

第 百 四 十 号

令 和 二 年 十 月 十 三 日

(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 五二五

告 示

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治 山 課) 五一五

○道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 五一六

○道路の供用開始

(同) 五一六

訓 令

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課) 五一七

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式裏面及び第四十一号様式裏面中「モバイル送金・決済サービスLINE Pay (ラインペイ)」を「モバイル送金・決済サービスLINE Pay (ラインペイ)又は電子決済サービスPay Pay (ペイペイ)」「又はLINE Pay (ラインペイ)」を「、LINE Pay (ラインペイ)又はPay Pay (ペイペイ)」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市清見町檜谷字大土場三九六・字桂ヶ洞三九七・字馬瀬戸三九八（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字地獄洞五三七（国有林）、莊川町一色字白尾・字尾通・字滝ノ洞・字口ナシ洞・字中ノ洞・字粟ヶ谷・字ランジ・莊川町寺河戸字山中・字フジ藪・字ハゲノ谷・字ウヘソ谷・字小セ畑（以上十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、久々野町渚字シウノ木森一五八一・字平トコ一五八二・字樺ノ木平一五八五・字アケン洞一五八六・字池ヶ原一八三〇・字本洞二九九六（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字真ノ谷一五八四（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
				後	前			
金 明 宝 山 線			下呂市金山町弓掛字菅原 二四五番五地先から 同 市同 町同 字同 番三地先まで	二・三 六・七 七・七	二・三 六・七 六・七		二・七 二	

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の告示年月日）
恵 苗 那 木 線			中津川市茄子川字長連寺八五 五番二地先地内	二・三 七	令和 二・一〇・三	令和 元・二・一七

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十六号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三十七号様式その一裏面、別記第三十七号様式その三裏面、別記第百八十三号様式その一裏面及び別記第百八十三号の二様式その一裏面中「モバイル送金・決済サービスPay（ラインペイ）」を「モバイル送金・決済サービスPay（ラインペイ）」又は「電子決済サービスPay Pay（ペイペイ）」と、「又はLINE Pay（ラインペイ）」を「、LINE Pay（ラインペイ）」又は「Pay Pay（ペイペイ）」と改める。

別記第百四十四号様式その一裏面中「モバイル送金・決済サービスPay（ラインペイ）」を「モバイル送金・決済サービスPay（ラインペイ）」又は「電子決済サービスPay Pay（ペイペイ）」と改め、「（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）」を「又は「又はLINE Pay（ラインペイ）」を「、LINE Pay（ラインペイ）」又は「Pay Pay（ペイペイ）」と改める。

附 則

この訓令は、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社